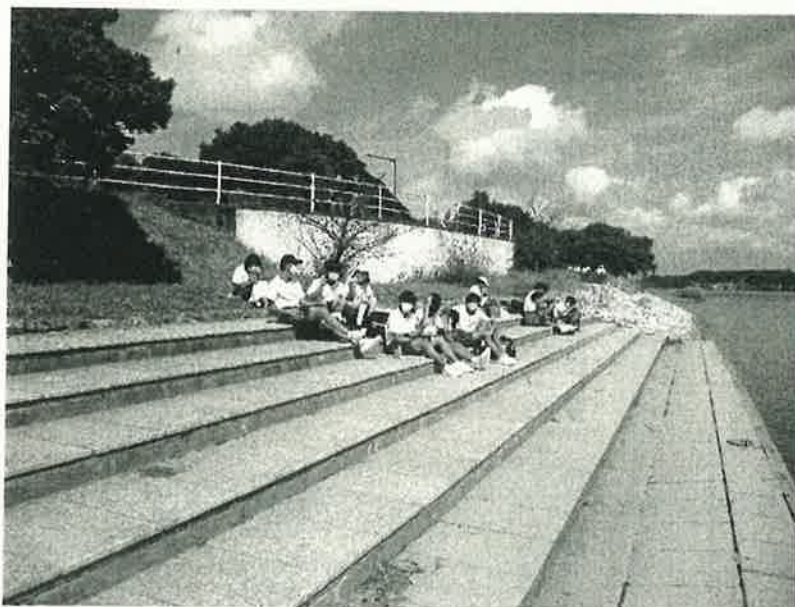


令和4年度 第3回 学校運営協議会



1. 日時 令和5年2月17日(金) 13:30~15:30
2. 場所 佐鳴台中学校 2階 会議室
3. 内容
 - (1) 校内授業参観(13:30~14:00)
 - (2) 学校運営協議会 司会:教務
 - ① 会長あいさつ
 - ② 校長あいさつ
 - ③ 議長選出
 - ④ 熟議 司会:議長
 - (ア) 学校関係者評価について(教務)
 - ・学校生活アンケートをもとにして
 - ・改善案について
 - (イ) 令和5年度の方向性について(校長)
 - (ウ) 学校運営協議会自己評価について(会長)
 - (エ) 令和5年度のCSの方向性について(教務)
 - (オ) その他
 - ・夢育やらまいかCS加算分の報告(教頭)
 - ・外国人支援について(教務)



【校訓】 敬愛・創造

【生徒】

- ・優しく素直 ・礼儀正しい
- ・何事にも意欲的に取り組む
- ・コミュニケーション能力を育みたい
- ・基本的な生活習慣を整えたい
(家庭学習習慣、ゲーム・SNS利用など)

【保護者の願い】

- ・学力向上 ・部活動充実 ・生活習慣確立

【地域の期待】

- ・地域を支える人材育成 ・安心・安全

【地域の特色】

- ・佐鳴湖 ・文教地区 ・外国人家庭との共生

【浜松市の教育理念】

- 市民協働による人づくり
- 未来創造への人づくり

【第3次浜松市教育総合計画】

- はままつづくり未来プラン
(コミュニティ・スクール、キャリア教育、教育の情報化)

【佐鳴台中学校の使命】

- 生徒が「学びたい」学校
- 保護者が「通わせたい」学校
- 地域が「支えたい」学校
- 教職員が「働きたい」学校

【中学校区 目指す子ども像】 互いのよさを認め 磨き合う さなるの子

【学び教育目標】 よりよい未来を創る生徒

【重点目標】

【知】自ら学び取る力をもった生徒

【徳】豊かな心をもった生徒

【体】たくましい心身をもった生徒

学校経営目標：「期待に応える学校」の創造

学びづくり

心づくり

身体づくり

つなぐ力
(人間関係・社会形成能力)

みみつめる力
(自己理解・自己管理能力)

「キャリア教育」の視点でつなぐ

そうぞうする力
(課題対応能力)

見通す力
(キャリアプランニング能力)

Plan

- 対話的に学ぶ生徒
- 深く学ぶ生徒
- 主体的に学ぶ生徒
- 学ぶことや働くことの意義を考え理解する生徒

Do

- 教科横断的なキャリア教育推進
- 学ぶ意義理解と主体的・対話的で深い学び
- 教育機器の効果的な活用推進
(個別最適化の学びと協働的な学び)
- 探究的な総合的な学習の時間
(佐鳴湖学習、職業体験、地域探究等)
- 発達支援教育の充実、外国人生徒支援

Check

【キャリア教育成果指標】

- ・何か問題が起きたとき、次に同じような問題が起こらないようにするために、何をすればよいか考えている。
- ・自分の将来の目標に向かって努力したり、生活や勉強の仕方を工夫したりしている。

【成果指標】

- ・授業では課題を解決したいと考えて取り組んだ。 94.0
- ・授業では課題を予想し、解決に向けての見通しをもつことができた。 86.2
- ・授業では課題を解決するために、最後まであきらめずに取り組んだ。 94.0
- ・授業では課題を解決するために、いろいろな方法を考え取り組んだ。 90.8
- ・情報手段を用いて生活や学習に必要な情報を表現したり発信したりする。 86.8

【評価資料】・アンケート(生徒)
・テスト結果等

Act

- 各調査の結果をもとに、課題の検討と改善案の作成
 <各種委員会> ・教育課程編成委員会 ・研修推進委員会 ・生徒指導委員会 ・いじめ・不登校対策委員会
 ・発達支援委員会 ・就学指導委員会 ・学校保健委員会 ・予算検討委員会
 ・教材採択委員会 等
- <各部会> ・教務部 ・指導部(学習・特別活動・生活) ・事務部(管財・庶務・渉外)
- 改善案の検討と決定、共通理解
 ・職員会議 ・運営委員会
 ・PTA(総会、常任理事会、三役会)
- 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)
がんばろう佐鳴台 つながろう世界

Plan

- 切磋琢磨し強い体をつくる生徒
- 自分の体を理解し管理する生徒
- 基礎体力や健康・安全等の課題を自ら解決する生徒
- 将来を見通し生活改善する生徒

Do

- エアロビクスの伝統継承(体育大会)
- 基礎体力の向上(新体力テスト)
- 行事の充実(体育大会・文化発表会等)
- 生徒会活動の充実
- 集団で目標に挑む部活動
- 生活習慣の改善につなぐ取組
(校内一斉ノーメディアデーの推進等)

Check

【成果指標】

- ・毎日、朝食をとっている。 92.3
- ・新体力テストで全国平均を上回る。
- ・行事やテストでは、目標を立て努力して取り組むことができた。 84.1
- ・日常のSNSやゲーム、メディア等の使用を健康や安全の視点から振り返り、よりよく改善しようとしている。 86.5
- ・登下校や自転車に乗るとき、交通安全に気をつけることができた。 96.3

【評価資料】・アンケート(生徒)
・各種振り返り ・新体力テスト等

Act



信頼づくり(経営基盤)

Plan

- 安心・安全な教育環境づくり
- 地域・保護者と「ともに」、小学校と「つながる」、透明性のある「見える」学校づくり
- 教職員のキャリア形成
- 信用失墜行為の根絶
(体罰・わいせつ・交通事犯ゼロ+個人情報保護・適正な会計処理及び事務手続き)

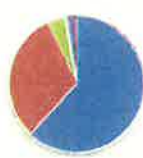
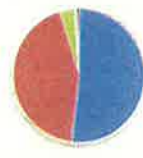

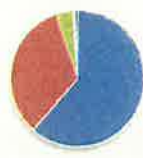


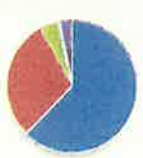


Do

- <学校> ・職員研修 ・校務改善 ・面談 ・相談
 ・教員育成指標、広報、地域ボランティア
 ・危機管理マニュアル見直し ・地域人材の活用
 ・佐鳴湖学習(秋の歌会・佐鳴湖学習発表会)
- <PTA> ・講演会 ・資源物回収 ・広報活動
 ・福祉活動 ・生活指導
- <地域> ・コミュニティ・スクールの推進
 ・佐鳴湖クリーン作戦 ・防災訓練 ・地域行事
- <小中一貫教育>
 ・連絡会 ・あいさつ運動 ・小学生と語る会

Check

- 【成果指標】
 - ・信用失墜行為ゼロ 100
 - ・学校は子ども一人一人を大切にしている。 87.4
 - ・学校の様子をよく発信している。 90.8
 - ・個別最適化の学びの実現のために、タブレット端末を活用している。 75.0
 - ・やりがいのある職場と感じる職員 70.0
 - ・「生徒と向き合う時間」や「指導準備時間」が確保できている。
- 【評価資料】・学校評価アンケート(保護者・教職員)

学校生活に関する調査(生徒用)

No.	質問	適合度		後期全校	前期全校	全校生徒割合のグラフ
		1	2			
1	学校生活は楽しいですか。	1	そう思う	61.8	50.6	
		2	大体そう思う	30.9	42.0	
		3	あまりそう思わない	4.5	6.1	
		4	そう思わない	2.7	1.3	
2	先生は、勉強がよく分かるように教えてくださいますか。	1	そう思う	51.8	60.2	
		2	大体そう思う	43.2	35.5	
		3	あまりそう思わない	4.1	3.0	
		4	そう思わない	0.9	1.3	
3	先生は、「知りたい」「やってみたい」「できるようになりたい」と思うような授業をしてくれますか。	1	そう思う	55.0	55.0	
		2	大体そう思う	38.2	39.0	
		3	あまりそう思わない	6.4	5.2	
		4	そう思わない	0.5	0.9	
4	勉強が分からない時には、先生が手助けをしてくれますか。	1	そう思う	61.4	55.4	
		2	大体そう思う	33.2	37.2	
		3	あまりそう思わない	4.5	6.5	
		4	そう思わない	0.9	0.9	
5	タブレット型端末を活用することで学力が向上しましたか。	1	そう思う	41.4	39.4	
		2	大体そう思う	41.4	40.7	
		3	あまりそう思わない	15.5	17.7	
		4	そう思わない	1.8	2.2	
6	先生は、がんばっていることをほめてくれたり、困ったときに助けてくれたりしますか。	1	そう思う	59.1	56.3	
		2	大体そう思う	34.5	37.7	
		3	あまりそう思わない	5.0	5.2	
		4	そう思わない	1.4	0.9	
7	自分のクラスは楽しく、教室は安心できる場所ですか。	1	そう思う	62.3	53.7	
		2	大体そう思う	29.5	38.5	
		3	あまりそう思わない	5.0	6.1	
		4	そう思わない	3.2	1.7	
8	学校で、「命の大切さ」や「社会のきまり」を教えてもらっていますか。	1	そう思う	75.0	70.6	
		2	大体そう思う	23.2	27.3	
		3	あまりそう思わない	0.9	1.3	
		4	そう思わない	0.9	0.9	
9	学習や生活などについて、学校の先生に相談しやすいですか。	1	そう思う	49.5	46.3	
		2	大体そう思う	34.5	34.2	
		3	あまりそう思わない	13.6	16.0	
		4	そう思わない	2.3	3.5	

学校生活に関する調査(生徒用)

No.	質問	適合度	後期全校	前期全校	全校生徒割合のグラフ
10	登下校や自転車に乗るとき、交通安全に気をつけることができましたか。	1 そう思う	79.5	73.6	
		2 大体そう思う	16.8	22.9	
		3 あまりそう思わない	1.8	2.2	
		4 そう思わない	1.8	1.3	
11	毎日、朝食をとることができましたか。	1 そう思う	76.8	73.6	
		2 大体そう思う	15.5	22.9	
		3 あまりそう思わない	4.5	2.2	
		4 そう思わない	3.2	1.3	
12	行事や定期テストなど学習面での目標を立て努力することができましたか。	1 そう思う	52.7	40.3	
		2 大体そう思う	31.4	39.0	
		3 あまりそう思わない	11.8	17.3	
		4 そう思わない	4.1	3.5	
13	あいさつをしっかりとすることができましたか。	1 そう思う	68.6	64.9	
		2 大体そう思う	24.1	27.3	
		3 あまりそう思わない	6.4	6.9	
		4 そう思わない	0.9	0.9	
14	部活動に一生懸命取り組むことができましたか。	1 そう思う	66.8	68.2	
		2 大体そう思う	20.2	20.0	
		3 あまりそう思わない	7.2	6.8	
		4 そう思わない	5.8	5.0	
15	自分の将来に対する夢や希望をもっていますか。	1 そう思う	55.0	48.1	
		2 大体そう思う	23.6	28.1	
		3 あまりそう思わない	15.9	15.6	
		4 そう思わない	5.5	8.2	

学校生活に関する調査(保護者用)

No.	質問	適合度	後期全校	前期全校	全校保護者割合のグラフ
1	お子さんは、学校生活を楽しいと感じているようですか。	1 そう思う	27.0	31.9	
		2 大体そう思う	56.5	50.3	
		3 あまりそう思わない	10.5	12.6	
		4 そう思わない	6.0	5.2	
2	学校では、基礎的な学力が身につくような分かりやすい授業をしていると思いますか。	1 そう思う	15.0	19.8	
		2 大体そう思う	69.9	64.5	
		3 あまりそう思わない	14.1	14.7	
		4 そう思わない	1.0	1.0	
3	教職員は、子どもの興味や意欲を高めるように授業を工夫していると思いますか。	1 そう思う	18.8	19.8	
		2 大体そう思う	64.9	63.5	
		3 あまりそう思わない	15.3	15.2	
		4 そう思わない	1.0	1.5	
4	学校は、子どもに応じた学習の手助けを行っていると思いますか。	1 そう思う	15.5	17.3	
		2 大体そう思う	56.3	58.9	
		3 あまりそう思わない	26.7	21.8	
		4 そう思わない	1.5	2.0	
5	学校は、生徒一人一人を大切にしていると思いますか。	1 そう思う	31.1	29.9	
		2 大体そう思う	56.3	63.5	
		3 あまりそう思わない	11.2	6.6	
		4 そう思わない	1.5	0.0	
6	学校は、いじめのない学校、学級、集団づくりに取り組んでいると思いますか。	1 そう思う	26.2	29.4	
		2 大体そう思う	65.5	64.5	
		3 あまりそう思わない	7.3	5.1	
		4 そう思わない	1.0	1.0	
7	学校は、子どもに生命を大切にする心や、社会のルールを守る態度を教えていると思いますか。	1 そう思う	22.7	33.5	
		2 大体そう思う	69.0	62.9	
		3 あまりそう思わない	7.4	3.6	
		4 そう思わない	1.0	0.0	
8	学校は、たよりやホームページ、その他の方法で情報をよく発信していると思いますか。	1 そう思う	37.4	48.2	
		2 大体そう思う	53.4	46.7	
		3 あまりそう思わない	8.3	5.1	
		4 そう思わない	1.0	0.0	

学校生活に関する調査(保護者用)

No.	質問	適合度		後期全校	前期全校	全校保護者割合のグラフ
9	お子さんは、登下校や自転車に乗るとき、交通安全に気をつけることができますか。	1	そう思う	40.8	39.1	
		2	大体そう思う	55.3	56.3	
		3	あまりそう思わない	3.9	4.1	
		4	そう思わない	0.0	0.5	
10	お子さんは、毎日、朝食を摂ることができますか。	1	そう思う	77.7	75.6	
		2	大体そう思う	14.1	17.3	
		3	あまりそう思わない	7.3	4.1	
		4	そう思わない	1.0	3.0	
11	お子さんは、定期テストなどで学習面での目標を立て努力することができますか。	1	そう思う	26.2	21.8	
		2	大体そう思う	40.3	48.7	
		3	あまりそう思わない	22.8	22.8	
		4	そう思わない	10.7	6.6	
12	お子さんは、あいさつがしっかりできていると思いますか。	1	そう思う	32.5	33.5	
		2	大体そう思う	53.9	52.3	
		3	あまりそう思わない	13.6	12.7	
		4	そう思わない	0.0	1.5	
13	お子さんは、部活動に一生懸命取り組んでいると思いますか。	1	そう思う	46.3	48.5	
		2	大体そう思う	35.4	37.3	
		3	あまりそう思わない	9.7	5.3	
		4	そう思わない	8.6	8.9	

学校生活アンケートの集計結果 (全生徒・保護者を対象に令和4年12月に実施)

- 1 「学校生活は楽しいですか」という質問に対し、91.8% (昨年度93.7%) の生徒が「そう思う」「だいたいそう思う」と回答しています。保護者は「お子さんは、学校生活を楽しいと感じているようですか」という質問に対し83.7% (昨年度82.2%) が「そう思う」「だいたいそう思う」と回答しています。

昨年度と比べ、ほぼ同じ水準で推移しています。「生徒がよりよい未来を創るために必要な資質・能力を育む」ことを基本方針として、本年度の活動を見直し、来年度の教育活動の改善を図っていきます。

生徒〔学校生活は楽しい〕

適合度		全校割合	全校生徒割合のグラフ
1	そう思う	61.8	
2	大体そう思う	30.9	
3	あまりそう思わない	4.5	
4	そう思わない	2.7	

保護者〔学校生活を楽しいと感じている〕

適合度		全校割合	全校保護者割合のグラフ
1	そう思う	27.0	
2	大体そう思う	56.5	
3	あまりそう思わない	10.5	
4	そう思わない	6.0	

- 2 「先生は、よく分かるように教えてくださいか」という質問に対し、95.0% (昨年度95.9%) の生徒が「そう思う」「だいたいそう思う」と回答しています。保護者は、「教職員は、基礎学力が身に付くような分かりやすい授業をしていると思いますか」という質問に対し84.9% (昨年度84.3%) が「そう思う」「だいたいそう思う」と回答しています。

生徒〔勉強がよく分かるように教えてくれる〕

適合度		全校割合	全校生徒割合のグラフ
1	そう思う	51.8	
2	大体そう思う	43.2	
3	あまりそう思わない	4.1	
4	そう思わない	0.9	

保護者〔基礎的な学力が身につくような分かりやすい授業をしている〕

適合度		全校割合	全校保護者割合のグラフ
1	そう思う	15.0	
2	大体そう思う	69.9	
3	あまりそう思わない	14.1	
4	そう思わない	1.0	

- 3 「先生は、知りたい・やってみよう・できるようになりたいと思うような授業をしてくれますか」という質問に対し、93.2% (昨年度93.3%) の生徒が「そう思う」「だいたいそう思う」と回答しています。特に、「そう思う」と回答している割合 (本年度55.0%、昨年度41.9%) が増えています。保護者は、「教職員は、子どもの興味や意欲を高めるように授業を工夫をしていると思いますか」という質問に対して83.7% (昨年度83.3%) が「そう思う」「だいたいそう思う」と回答しています。

生徒〔知りたい・やってみよう・できるようになりたいと思うような授業〕

適合度		全校割合	全校生徒割合のグラフ
1	そう思う	55.0	
2	大体そう思う	38.2	
3	あまりそう思わない	6.4	
4	そう思わない	0.5	

保護者〔子どもの興味や意欲を高めるように授業〕

適合度		全校割合	全校保護者割合のグラフ
1	そう思う	18.8	
2	大体そう思う	64.9	
3	あまりそう思わない	15.3	
4	そう思わない	1.0	

本校は、1人1台のタブレット型端末を様々な学習場面で活用していますが、学力につながっていると感じている生徒が少ない (全国学力・学習状況調査の生徒質問紙より) ことが課題です。

来年度は、主体的な学びを推進していき、タブレット型端末が学びを支えるツールとして活用できるように研修を進めていきます。また、一つの授業の中で個別学習、グループ学習、一斉学習が同時展開でき

ような複線型の学習を導入し、授業改善、学力向上を図っていきます。

4 「先生は、がんばっていることをほめてくれたり、困ったときに助けてくれたりしますか」という質問に対し、93.6%（昨年度94.6%）の生徒が「そう思う」「だいたいそう思う」と回答しています。保護者は、「学校は、一人一人を大切にしていると思いますか」という質問に対し、87.4%（昨年度93.4%）が「そう思う」「だいたいそう思う」と回答しています。

生徒〔ほめてくれたり、助けたりしてくれる〕

保護者〔生徒一人一人を大切にしている〕

適合度		全校割合	全校生徒割合のグラフ
1	そう思う	59.1	
2	大体そう思う	34.5	
3	あまりそう思わない	5.0	
4	そう思わない	1.4	

適合度		全校割合	全校保護者割合のグラフ
1	そう思う	31.1	
2	大体そう思う	56.3	
3	あまりそう思わない	11.2	
4	そう思わない	1.5	

一人一人の生徒（特に、外国につながる生徒）のわずかな変化に気付き、生徒の悩み等を見逃さないようにしていくことが課題です。生活ノート（さなる）の日記やアンケートの記述、生徒との会話や学級でのようすを観察するとともに、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携を通じ、一人一人の生徒をサポートする体制づくりを強化していきます。

5 「自分のクラスは楽しく、教室は安心できる場所ですか」という質問に対し、91.8%（昨年度94.2%）の生徒が「そう思う」「だいたいそう思う」と回答しています。保護者は「学校は、いじめのない学校、学級、集団づくりに取り組んでいると思いますか」という質問に対し、91.7%（昨年度93.9%）が「そう思う」「だいたいそう思う」と回答しています。

生徒〔教室は安心できる場所〕

保護者〔いじめのない学校、学級、集団づくり〕

適合度		全校割合	全校生徒割合のグラフ
1	そう思う	62.3	
2	大体そう思う	29.5	
3	あまりそう思わない	5.0	
4	そう思わない	3.2	

適合度		全校割合	全校保護者割合のグラフ
1	そう思う	26.2	
2	大体そう思う	65.5	
3	あまりそう思わない	7.3	
4	そう思わない	1.0	

いじめのない学校、学級、集団づくりを進めていくためには、よりよい人間関係づくりができるようにしていくことが課題です。本校独自の取り組みである「人間関係プログラム」を通して、人間関係のトレーニングを進めていきます。

〈令和4年度のおもな活動と結果〉

学習（3年生 全国学力・学習状況調査の結果より）

- ・国語の正答率は県平均、全国平均を下回った。数学の正答率は県平均、全国平均をやや下回った。理科の平均正答率は県平均、全国平均とほぼ同じ。
- ・学習（調べる、意見を交換する、考えをまとめ発表する）におけるICT機器の使用状況は、県、全国に比べ大きく上回っている。

行事

- | | | |
|-------------|-----------------|-------------|
| ・修学旅行（3年） | 5月17日（火）～19日（木） | 京都・奈良方面 |
| ・宿泊体験学習（1年） | 6月7日（火）～8日（水） | 三ヶ日青年の家 |
| ・体育大会 | 9月14日（水） | 佐鳴台中学校グラウンド |
| ・文化発表会 | 11月1日（火） | サーラ音楽ホール |

浜松市立佐鳴台中学校いじめ防止基本方針

浜松市立佐鳴台中学校

浜松市立佐鳴台中学校いじめ防止基本方針 目次

第 1 いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1 いじめの定義	3
2 いじめの理解	3
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	4
(1)いじめの未然防止	4
(2)いじめの早期発見	4
(3)いじめへの対処	5
(4)地域や家庭との連携	5
(5)関係機関との連携	5
第 2 いじめの防止等のための対策	5
1 いじめの防止等のための組織	5
(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	5
(2)いじめの防止等における教職員の役割	6
2 いじめの防止等に関する取組	7
(1)佐鳴台中年間指導計画	7
(2)いじめの未然防止	8
(3)いじめの早期発見	9

(4)いじめに対する措置	10
(5)関係機関との連携	11
(6)学校における教育相談体制の整備	11
(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	12
(8)いじめが「解消している」状態	12
(9)「浜松市立佐鳴台中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	12
3 地域や家庭の役割	12
(1)地域の役割	12
(2)家庭の役割	13
第3 重大事態への対処	13
1 重大事態の意味	13
(1)生命心身財産重大事態	13
(2)不登校重大事態	14
(3)子供や保護者からの申立て	14
2 重大事態の調査組織	14
3 事実関係を明確にするための調査の実施	14
4 調査結果の提供及び報告	14
5 その他の留意事項	14

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する「児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状態等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校のいじめ対策組織(以下「校内いじめ対策委員会」という。)を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。

- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにする必要があります。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの意味を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

(3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)制度を活用する。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など)と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立佐鳴台中学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
 - ・校長、教頭、生徒指導主事、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教員、養護教諭、発達支援コーディネーター

- ・必要に応じて、教科担任、部活動指導に関わる教職員等を参加させたり、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させたりする。
- ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって関係の深い教職員を追加する。
- 毎週1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、母体となる。事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立佐鳴台中学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員 : いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員 : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター : 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。
- コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

2いじめ防止等に関する取り組み
(1)佐鳴台中年指導計画

※GE: 南成のグループエンカウンター CP: キャリア・パスポート

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学級・学年	入学式 始業式 生活オリエンテーション 授業開き ・メール確認 学活 ・1年間の目標(CP) 人間関係P (GE)	道徳 ・公正公平 はままつマナー 人間関係P (GE) QUTテスト	道徳 ・生命尊重 1年宿泊学習 1学期の振り返り(CP) 生活アンケート 総合的な学習 ・多文化共生学習	学活 ・1学期振り返り(CP) 終業式 ・夏季休業過ごし方 人間関係P 夏休みの過ごし方 生活アンケート	始業式 アウトメディア	体育大会 ・縦割り活動 道徳 ・友情信頼	道徳 ・思いやり 生活アンケート 人間関係P 情報モラル講座(SNS)	文化発表会 人間関係P (GE) QUTテスト 2学期の振り返り 道徳 ・情報モラル 夢講座 生活アンケート アウニメディア 人間関係P	終業式 学活 ・2学期振り返り(CP) 思春期教室 学校保健週間 ・ストレスマネジメント 生活アンケート	道徳 ・相互理解 生活アンケート 人間関係P	立志式 新入生オリエンテーション 3学期振り返り 人間関係P	終業式 卒業式 道徳 ・感謝 学活 ・年間振り返り(CP)
生徒会	対面式 生徒総会	小中合同あいさつ運動 振り返り 生徒集会	生徒会選挙 生徒協議会 生徒集会	生徒総会		生徒集会	生徒集会	生徒集会 ・ユニセフ	生徒委員会 ・ユニセフ	生徒協議会		3年生を送る会
いじめ対策委員会(毎週)、生活部会												
教職員	校内研修 ・基本方針 ・組織 家庭確認	研修 ・生徒理解 ・1学期の取組 発達支援委員会	アンケート 実施 研修	研修 ・アンケート結果より	小中合同研修 ・方針見直し		研修 ・事例検討 ・授業公開	アンケート実施 情報モラル研修	発達支援委員会	教育計画委員会 新入生説明会 小中連絡会	アンケート 実施 研修 ・今年度の取組の振り返り	研修 ・次年度の取組について 発達支援委員会
保護者・地域	入学式 PTA総会 ・方針説明 保護者会	小中情報交換会	三者面談	三者面談	健全育成会 ・標語 人権作文				三者面談	参観会 懇談会 ・情報モラル	希望面談 学校運営協議会	

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「よりよい未来を創る生徒」の具現化を目指し、「自ら学び取る力をもった生徒」、「豊かな心をもった生徒」、「たくましい心身をもった生徒」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

命の道徳を学校一斉で実施する。
命に関する講話を実施する。

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見ていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立佐鳴台中学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。

6月	「いじめや命について考える」月間の実施
11月	道徳科での情報モラルについて考える授業の実施
1月	生徒協議会にてすべての生徒が過ごしやすい学校構築のための話し合い（生徒会）
イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
4, 5, 7, 10	さなるタイムを活用して人間関係形成プログラムの実施
11, 1, 2月	（グループエンカウンターを行い、学級の生徒同士のコミュニケーションを促進する）
4月	各教科で授業ガイダンスの実施 生活オリエンテーションの実施によるルールの共通理解
8, 11月	アウトメディアデーの実施でメディアとの付き合い方を考える
9, 11月	行事ごとにキャリアパスポートを使った振り返りとともに良い所見つけの

	実施
10月	提案授業と事後研修（授業改善といじめの未然防止の関係性）
	授業研究と事後研修（主体的・対話的で深い学びと自己指導能力）
11月	情報モラル講座（SNS との付き合い方）の実施
学期末	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定
ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
5月	「公正・公平」をテーマとして扱った道徳の授業の実施
6月	「生命尊重」をテーマとして扱った道徳の授業の実施
9月	「友情・信頼」をテーマとして扱った道徳の授業と体育大会の実施
10月	「思いやり」をテーマとして扱った道徳の授業の実施
11月	「情報モラル」をテーマとして扱った道徳の授業と文化発表会の実施
1月	「相互理解」をテーマとして扱った道徳の授業の実施
3月	「感謝」をテーマとして扱った道徳の授業の実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
4月～7月	多文化共生への理解を深める総合的な学習の時間の実施
11月	文化発表会で生徒会と発達支援学級の生徒の交流合唱を実施
12月	思春期講座を実施して性の多様性などについて考える
常時	外国人支援教室での言語、学習支援
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
4月	生徒会主催の対面式による仲間づくり
5月	QUテストとフィードバックの実施
6月	集団の一員としての自覚を育む宿泊学習の実施
9月	縦割り活動を取り入れた体育大会の実施
11月	自己の生き方について考える夢講座の実施
	ストレスと上手に付き合っていくためのストレスマネジメント講座の実施
12月	QUテストとフィードバックの実施
2月	進路や生き方について考える総合的な学習の実施と職場体験・地域学習
	自己の在り方について考える総合的な学習の実施と立志式の実施

(3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は

認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- 教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- アンケート調査は次のように実施する。
 - ア 実施時期・実施回数
 - ・定期アンケート調査：原則月に1回
 - ※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。
 - イ 実施方法・検証
 - ・進め方について「生徒指導主事」から説明する。
 - ・家庭で実施する。
 - ・回収から2日以内に、教職員が記載内容を確認し、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。
 - ・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。
 - ※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。
 - ウ 保存
 - ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。
- 個人面談は次のように実施する。
 - ア 実施時期・実施回数
 - ・定期個人面談：1学期末は全員実施する。
 - 2学期末及び年度末は必要に応じて実施する。
 - イ 実施方法・検証
 - ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。
 - ウ 記録の保存
 - ・教職員が得た情報を5年間保存する。
- アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- 「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。
- 教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするとき

は、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。

- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ て見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめに対する措置の結果を、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。

- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立佐鳴台中学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立佐鳴台中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立佐鳴台中学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立佐鳴台中学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立佐鳴台中学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立佐鳴台中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会(コミュニティ・スクール)、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2) 家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
 - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和4年9月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 子供が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2)不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3)子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となつたいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

1 国や浜松市の動向

(1) 次期教育振興基本計画 (R5～R9)

- ・超スマート社会 (Society5.0) : 労働市場構造や職業の変化、人とモノが繋がる
- ・ウェルビーイング : 一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ
- ・令和の日本型学校教育 : 個別最適な学びと協働的な学び
- ・「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」

(2) 第3次浜松市教育総合計画 後期計画 ～はままつ人づくり未来プラン～

- ・教育理念「未来創造への人づくり」「市民協働による人づくり」
- ・目指す子供の姿 : ①自分らしさを大切にする子供
②夢と希望を持ち続ける子供
③これからの社会を生き抜くための資質・能力を育む子供
- ・重点1 : キャリア教育の推進、情報活用能力の育成、郷土を愛する子供の育成
2 : 教職員の資質能力の向上、きめ細かな指導・支援の充実
3 : コミュニティスクールの推進

2 令和5年度の教育課程編成に向けて

(1) 学校経営目標

「命を大切にする教育」の推進 ← 校訓 : 「敬愛」「創造」



<経営の重点>

【学びづくり】【心づくり】【身体づくり】【信頼づくり】

(2) 教育課程編成の基本方針

「佐鳴台中学校の特色を生かしつつ、生徒がよりよい未来を創るために必要な資質・能力を育む」教育課程の編成

(3) 佐中の現状認識

- 学習意欲の向上 → 「主体的な学び」で授業改善(複線型に挑戦)を進める
- 保護者・地域の信頼向上 → 学校・家庭・地域の連携で生徒の成長保障につなげる
- ICT活用の推進 → 学び方の習得に活用、学習機会保障、業務改善につなげる
- △学力の二極化 → 上位・下位など学びのスタイルを捉え指導や評価支援を行う
- △生徒のたくましさ → 生徒の主体性(粘り強さと調整力)を意識化し賞賛する
- △不登校(傾向含む)の増加 → 学習機会の保障、継続的な支援

(4) 学校教育目標等

【佐鳴台中学校区 目指す子供像】 互いのよさを認め 磨き合う さなるの子

【校訓】 敬愛・創造

【学校教育目標】 **よりよい未来を創る生徒**

【重点目標】 **知** : 自ら学び取る力をもった生徒

徳 : 豊かな心をもった生徒

体 : たくましい心身をもった生徒

(5) 令和4年度 学校経営の基本方針

① 学校教育活動P D C Aサイクルの再構築 (目標の焦点化と評価・改善)

- ・ P (計画) → D (実行) → C (評価) → A (改善)
- ・ ①キャリア教育 ②情報教育 ③コミュニティ・スクール ④生徒指導
- ・ ⑤校内研修 (教科・領域) ⑥特別活動 ⑦道徳教育 ⑧総合的な学習の時間

② キャリア教育の推進 (4つの基礎的・汎用的能力の育成)

【 知 】 【 徳 】 【 体 】

- ・ つなぐ力 (対話的に学ぶ) (ソーシャルスキル) (リーダー・協働性)
- ・ みつめる力 (深く学ぶ) (ストレスマネジメント) (役割理解と行動)
- **重点** そうぞうする力 (主体的に学ぶ) (道徳的実践意欲と態度) (健康・体力の課題解決)
- ・ 見通す力 (学ぶ・働く意義) (生き方・在り方向上) (将来を見通し生活改善)

③ 佐鳴台中学校の特色ある教育活動の継承と発展 (佐中と言えばコレ)

- ・ 佐鳴湖学習…郷土 (佐鳴湖) を知り課題を探究する【総合】
- ・ 多文化共生学習…多文化の理解と共生を探究する【総合】
- ・ 縦割り・学年・学級の絆…感動体験、仲間づくり、【体育大会、文化発表会等】

④ 健康で安全な生活・学習習慣の確立と環境整備 (学びのインフラを整える)

- ・ 基本的な生活・学習習慣の確立 (挨拶、聴く姿勢、IT、生活習慣、身だしなみ等)
- ・ 学習規律 (授業の5原則、持ち物、提出) と新しい生活様式 (新型コロナ)
- ・ 生徒の安心安全 (安全配慮、危険性の除去、防災・防犯等の危機対応力向上等)
- ・ 人間関係づくりエクササイズ、ピアサポート

⑤ 学力の向上 (個別最適化の学びと協働的な学びの構築へ)

- ・ 目標の焦点化と学習内容の構造化、適正な評価・評定
- ・ 「主体的な学び」で目標に迫る複線型授業づくり
- ・ ICT活用を通して学びの質を高める
- ・ 道徳的判断力、心情、実践意欲と態度の育成
- ・ 個に応じた学びの場を設ける (学力補充、機能的な校内適応指導、外国人支援)
- ・ 発達支援教育…将来を見据え、個別最適化の学びの実現に向けてコーディネート

⑥ 「情報教育の推進」から「情報教育の活用」へ

- ・ 全体計画・年間指導計画の作成と改善
- ・ 校内研修 (情報活用能力の育成に向けて、講演・講話等)
- ・ 生徒の実態調査と課題の焦点化、情報活用能力の育成に向けた取組

⑦ 市民協働の推進 (Win-Winのコミュニティ・スクール4年目へ)

- ・ 協働Cに生徒の活動DVD…今後も継続。将来、帰省した時も視聴できるとよい。
- ・ 星空観察会…学校主催から地域主催へ。(12月)
- ・ 秋の歌会作品の湖畔、協働C 掲示…地域への発信の一つとして継続。
- ・ 地域人材の活用 (職業体験、学力補充ほか) ・ 小中連携…合同 ICT 研修など

⑧ 専門性●、同僚性○を基本とした教職員集団 (互いに支え合い、成長し、高め合う)

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ●知識・博識・見識・常識 | ●新学習指導要領を踏まえた指導力 |
| ●教育公務員としての使命感 | ●公務員としての倫理観 |
| ●生徒理解、生徒指導力 | ●保護者・地域との信頼関係 |
| ●学び続け、成長する力 | ○互いを認め合う関係 |
| ○徳に感謝する姿勢 | ○ピンチに寄り添い共に乗り越える姿勢 |
| ○失敗を認める、失敗は許す姿勢 | ○損得ではなく善悪で判断する姿勢 |
| ○自分に厳しく切磋琢磨する姿勢 | ○粘り強くあきらめずに調整しながら進む姿勢 |

令和4年度 学校運営協議会自己評価 評価用紙

必須

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・様々な視点からの意見を聞くことで、学校、家庭、地域で子供を育てることの必要性を感じ、また他の委員の方々とも共有できた。
- ・毎年の校長の示す学校運営や経営方針について、運営委員として関心を持って伺っている。各委員からは率直な意見が出され、熟議できた。
- ・教育課程編成方針の説明を受け、佐鳴台中らしい特色や目指すところがよく理解できた。学校生活アンケートの集計結果の分析から改善点についても熟議できた。
- ・学校内の授業や行事で行われていることについては、大きくは教職員の皆様に信頼してお任せしていることなので、あまり細かい内容については熟議の時間を多くとる必要はないように感じる。

必須

<評価項目2> 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

- ・地域、保護者、企業等による子供たちの教育活動における協働について、学校支援コーディネーターから計画や活動報告が示され、熟議によりさらに発展したアイデアが出された。活動後、よりよい成果があったと報告があり、協議会としても有用感が高まった。
- ・アンケートをもとに生徒の学習や家庭での学習の様子が分かり、地域の学習ボランティアの大切さも改めて感じた。
- ・主体的、対話的、考察指導などを基本に指導されていると思った。ICT活用も質を高めてほしいが、良い意味として質より量も重要だと思う。
- ・学校内の生徒の実情、運営上のことも、マイナス的な情報や変えていきたいことなどについて、もっとオープンにして頂けたら話し合いが深まりそうに思う。(不登校、いじめの現状) 生徒数、教員数の減少による部活動数の減少や地域の移行や社会変化に伴う校則見直しなど、時代の変化による問題提起も今後必要になっていくのではないかとと思われる。

必須

<評価項目3> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

- ・来年度も引き続き、協働センターまつりや星空観察など、学校では体験できない地域の皆さんとの「ふれあい・ボランティア」の場が、より一層有意義となるような取組ができればと思う。
- ・未来に向けてICT活用が必要になってくるが、苦手な子も出てきたらどのようにしていくのか課題となると思う。
- ・地域と学校がともに活性できること。保護者、生徒の要望や改善点などできるだけ多く吸い上げる。この運営協議会を今の生徒、保護者に合うようにするためにはもっと今の若い方々に委員になっていただく。保護者、卒業生で地元に残っている方等。

<評価項目4> 協議会の取組や学校運営に資する活動について、教職員、生徒、保護者、地域に周知することができたか。

- ・まだまだ一部の人にしか周知されていないように思う。毎年、いろいろな行事にボランティアとして活動してくれる子供達にはどんどん地域の行事に誘って、地域の良さを親子共々知って欲しい。
- ・本日の活動により、教職員、保護者、地域の方々の意見を聞けたが、今後生徒の声をもう少し聞きたい。
- ・学校から協議会の取組みや活動は学校や家庭に周知できていると思うが、地域に周知するためには地域の関係機関の協力を得ないと難しいと考える。

(様式2)

令和 5年 3月 1日

浜松市教育委員会 教育総務課
学校・地域連携担当課長

浜松市立佐鳴台中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 西尾 千明

夢育やらまいか事業（CS加算分）報告書

夢育やらまいか事業のCS加算分の用途等について、下記のとおり報告します。

記

1 学校運営協議会からの意見

別紙「夢育やらまいか事業に対する意見書」のとおり

2 意見に基づき実施した活動等

No.	記号	事業名	内 容
1	夕	地域の特色を生かした事業	エアロビクス活動の充実
2	夕	地域の特色を生かした事業	佐鳴湖学習の充実
3			

3 活動に要した経費

夢育やらまいか事業収支決算書のとおり

※収支決算書の写しに意見書に基づいて支出した「費目・事業内容・用途・小計」に赤の下線を加筆してください。

